

II 障害福祉サービス事業者等の指定機関(申請・届出先)

指定障害福祉サービス事業等を実施する場合は、法人の所在地にかかわらず、『事業所』の所在地を所管する指定権者へ申請・届出を行う必要があります。

○仙台市外に所在する事業所 ⇒ 宮城県

申請・届出先：宮城県障害福祉課または各保健福祉事務所
(サービスごとに、指定事務を行う担当が異なりますので、宮城県へお問い合わせください。)

○仙台市内に所在する事業所 ⇒ 仙台市

申請・届出先：事業所の所在地により、下記のとおり担当係が異なります。

事業所の所在地	担当係
青葉区・泉区	仙台市障害福祉サービス指導課 指導第一係 022-214-6141
宮城野区・若林区・太白区	仙台市障害福祉サービス指導課 指導第二係 022-214-8743

※ 提出方法：期日までに(必着)、原則郵送または持参
(やむを得ない事情でEメールにて提出する場合は、提出後、電話にてその旨ご連絡願います。)

○【補足】 指定発達支援医療機関は、厚生労働省が指定します。(児童福祉法第6条の2の2第3項)

【多機能型事業所について】

多機能型とは、各基準省令により、次のように定義されます。

1 指定障害福祉サービス基準※1 第2条第17号による定義

障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援の事業のうち、2つ以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準※2に規定する事業のみを行う場合を除く)。

2 指定通所支援基準 第2条第13号による定義

児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の事業のうち、2つ以上の事業を一体的に行うこと(指定障害福祉サービス基準に規定する事業のみを行う事業所を除く)。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

※2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準